

ビジネスサポートなかの12

DECEMBER 2014



経営者シリーズ トップかく語りき

有限会社信大開発
代表取締役

古畑 修二氏

Shuji Furuhata



有限会社信大開発

長野市三輪9-10-9

TEL 026-263-1288

FAX 026-263-1277

設立 平成6年10月

資本金 1,000万円

業種 宅地建物取引業、家賃管理業、
賃貸物件保障業、損害保険代理店

人に喜ばれる会社を、みんなでつくろう。

「お客様に喜ばれる会社を、社員みんなで仲良く助け合いながらつくっていかう。みんな一緒に、そしてありがたいの気持ち。その強い思いでずっとやってきました。だから今があると思います」

大手ゼネコンに勤務していた古畑修二社長（66）と、幼稚園教諭を経て専業主婦をしていた小林貞子専務が20年前に創業。信州の会社として信用と信頼で大きくなりたい、という志を「信大開発」の社名に込めた。“小さくてもキラリと光る地元の不動産屋”として順調に業績を伸ばしている。

ほとんどが女性スタッフ。事務所にはアットホームで和やかな空気が流れ、お客が来るとお茶と手づくりの漬け物、お菓子、果物等でもてなす。初めて長野に住むという人には、

信州の良さをアピールすることも忘れない。小林さんが言う「田舎の主婦感覚」の接客だ。「また来たいと思われるように、と意識してやってきました。これは亡き母がいつも言っていたことなんです」。

その取り組みが評価され、同社は2014年3月「第1回信州おもてなし大賞」奨励賞を受賞した。これは住民が実践する「おもてなし」の模範となる取り組みを県が表彰するもの。小林さんは「とてもありがたく、励みになります」と喜ぶ。

モットーは「お客さまに喜ばれる事を一生懸命仕事をすれば、お金は後からついてくる」。設立時に受けた会計士のアドバイスを忠実に守り、現在まで特に大きな困難もなく無借金経営を続ける。

そのベースとなっているのが接客

重視であり、つねに先を読むこと。

「待ちの営業はだめ。時代を的確につかみ、積極的に展開していくことが大事。そのためには井の中の蛙にならないよう勉強は怠りません」と古畑さん。

一方、小林さんは「会社は生き物」と言う。「会社は私物ではないので、若い人たちが発展させてほしい。そのためにはバトンタッチできる人材を育て上げなければなりません。幸いそんなスタッフが育ってきている。それは財産だと思っています」

古畑さんと小林さんの二人三脚で始まった会社は、会社のロゴマークになっている「カタクリの花」のように、誰からも愛され、仲間みんなと一緒に仲良く増えていく会社に育っている。

回 覧

CONTENTS

DECEMBER 2014

12

表紙写真

経営者シリーズ

有限会社信大開発 代表取締役

古畑 修二氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所
著作権について(10)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記(番外編②)

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社長様、このような場合どうしますか?

6

経営者の成長指南 浪 宏友氏

企業会計NOW

第45回 引当金の会計処理について

7

ゴルフトホホ日記

Business Information

Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

12月の予定

1月	長野市東北・長野東口部会 落語寄席	16火	第2回更北部会 事業承継セミナー
2火	東部部会役員視察 (信濃中野法人会 飯山支部と懇談会)	17水	
3水	青年部租税教育推進例会	18木	
4木	1月決算法人説明会 高山部会 経営実務研修会	19金	
5金	七二会・信更・大岡部会合同 経営実務研修会	20土	
6土		21日	
7日		22月	
8月		23火	
9火	新設法人説明会	24水	
10水	経営相談室(法律相談)	25木	
11木		26金	仕事納め
12金	信州新町部会 経営実務研修会	27土	
13土		28日	
14日		29月	
15月		30火	
		31水	

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方
継続的に社員研修ができるシステムが
ほしい方etcにぜひご覧いただきたい

視聴無料

インターネットセミナー

(長野法人会HPトップページの下段に
バナー(見出し画像)があります。)



常時200タイトルのセミナーが視聴可能!!

今月のオススメプログラムはこれ!

ID:hj0901
パスワード:0011

ミスが少ない人は必ずやっている5S
効率UPにつながる仕事の整理整頓術
~捨てる決断! やらない決断!~

株式会社 創研 代表取締役/中小企業診断士

西原 裕氏



日常生活も仕事の現場も、モノや情報が溢れている昨今、危機感を持って整理整頓をしなければなりません。でも、整理整頓はどうやるの? とお悩みのビジネスパーソンに、「5S」のスペシャリストが応えます。不要なモノの見つけ方や書類の上手な整頓術など、具体的な整理整頓の進め方を学びましょう。

長野法人会HP新コーナー 12月15日更新予定!

俺の私の不撓不屈 第4回 有限会社旬彩葉たむら 代表取締役 田村康博氏

当会が租税教育推進校等
税務署長感謝状を受賞

11月11日に納税表彰式が行われた。これは長野税務署と管内納税関係団体連絡協議会が主催するもので、例年「税を考える週間」に行われている。

この度、当長野法人会では正しい税知識の普及に功績があったと評価され、感謝状が授与された。

その他、団体の活動を通じて納税道義の高揚に功績があったとして、副会長 神林章氏が国税局長表彰、副会長 宮尾悦男氏、理事 半谷雅典氏、企画運営評議員 牧野り子氏が税務署長表彰を受賞された。

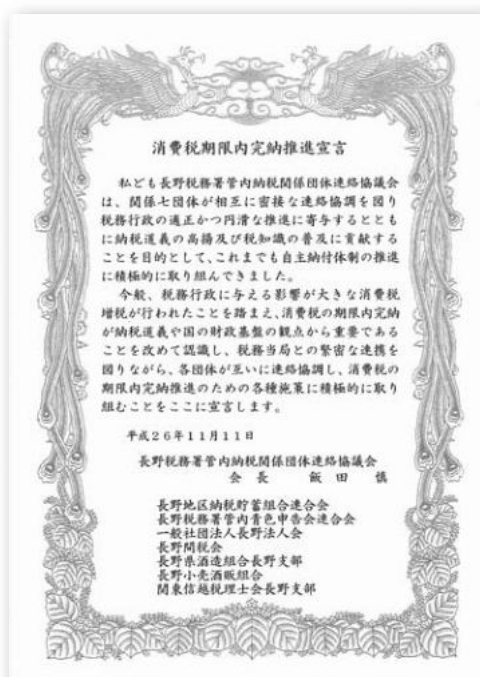
2015 1月の予定

1 木	16 金
2 金	17 土
3 土	18 日
4 日	19 月
5 月 仕事始め	20 火
6 火	21 水 2月決算法人説明会
7 水	22 木
8 木	23 金
9 金	24 土
10 土	25 日
11 日	26 月 理事会・企画運営評議員会・新年賀詞交歓会
12 日	27 火
13 火	28 水 経営相談室(法律相談)
14 水	29 木
15 木	30 金
	31 土

消費税期限内完納推進にご協力を

納税表彰式では、納税関係団体連絡協議会が消費税期限内完納推進を宣言した。消費税増税がなされたことを機に、納税道義や国の財政基盤の面からも「期限内完納」が極めて重要であることを再認識しようということが目的となっている。

今号には「消費税完納のための貯蓄のお勧め」チラシを折込しているのので、ご参照願いたい。



決算説明会

1月決算法人対象

開催日時

12月4日(木)

10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール
2F 小ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の
説明会にご出席願います(資料請求も可)。
駐車場に限りがございます。なるべく公共
交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場 ※2月決算法人対象

1月21日(水)

10:00~11:30

ホクト文化ホール

法人会
経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込み
の都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

日時

法律相談

12月10日(水)

10:00~12:00

12月は第2水曜日のみです

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費用

会員=無料 会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の
申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX
(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 倉崎 哲矢
倉崎・小林法律事務所



著作権について(10)

会員の皆様こんにちは。弁護士の倉崎でございます。

今回は、音楽の著作物にスポットを当て、他人の著作物の使用が許される場合について、事例を通じて検討していきたいと思えます。

音楽等の著作物に関し、著作権法第22条は、著作権者は、その著作物を、公衆に直接見せ、又は、聞かせることを目的として上演し、又は演奏する権利を専有する、と定めております。

したがって、他人が著作した音楽の著作物を公衆に対して演奏するためには、著作権者の許諾を得なければならないのが原則です。

しかしながら、著作権法は第38条第1項において、公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができると定めています。

このような規定が置かれたのは、公の演奏等が非営利かつ無料で行われるのであれば、通常大規模なものではなく、また頻繁に行われることもないから、著作権者に大きな不利益を与えないと考えられたためであります。

それでは、この著作権法第38条第1項の適用を巡って争いとなった裁判例をご紹介します。

事案は、原告が著作権管理事業者である社団法人、被告らが社交ダンス教室の経営者であり、被告らは、原告が著作

権を管理している音楽を録音したCDを再生し、その音楽に合わせてダンスを教授していたのですが、それが、原告が管理する音楽の著作権を侵害するとして、原告が被告らに対し再生の差止め等を求め提訴したというものです。

この事案のポイントは、被告らは経営するダンス教室において、受講生の資格を得るための入会金とダンス教授に対する受講料に相当するチケット代を徴収しており、これは音楽著作物の演奏に対する対価であって、営利を目的としないとは言えないのではないか、したがって著作権法第38条第1項は適用できないのではないか、という点であります。

この点に関し裁判所は、著作権法第38条第1項は、先ほど述べた立法趣旨からすれば、著作権者の許諾なくして著作物を利用することが許されるのは、当該利用行為が直接的にも間接的にも営利に結びつくものではなく、かつ聴衆等から名目のいかに問わず、当該著作物の提供の対価を受けないことを要すると解すべきであるとし、ダンスの教授に当たって音楽著作物の演奏は不可欠であるから、上記入会金及び受講料は、ダンス教授と不可分の関係にある音楽著作物の演奏に対する対価としての性質をも有するというべきとして、原告の請求を認容しました(社交ダンス教室事件、名古屋高裁平成16年3月4日判決)。

BOOK
ビジネス書
ランキング

今月の売れ筋10冊

2014.10/1～10/31
平安堂長野店 提供

- 1 嫌われる勇気 ■岸見一郎／著 ダイアモンド社 1,500円
- 2 会社はムダが9割 ■山口智朗／著 あさ出版 1,500円
- 3 なぜ一流の男の腹は出していないのか? ■小林一行／著 かんき出版 1,200円
- 4 頭がいい人はなぜ方眼ノートを使うのか? ■高橋政史／著 かんき出版 1,400円
- 5 決定版 朝一番の掃除で、あなたの会社が儲かる! ■小山昇／著 ダイアモンド社 1,600円
- 6 脳の強化書 ■加藤俊徳／著 あさ出版 1,300円
- 7 「なぜか売れる」の公式 ■理央周／著 日本経済新聞社出版 1,400円
- 8 京セラフィロソフィ ■稲盛和夫／著 サンマーク出版 2,400円
- 9 ディズニー おもてなしの神様が教えてくれたこと ■鎌田洋／著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円
- 10 買ったがる脳 ■ディビッド・ルイス／著 日本実業出版社 1,750円

今月の
一冊



会社はムダが9割

山口智朗 著 あさ出版
1,500円(本体価格)

経営とは、経営資源である、人、物、金、時間をフル活用することが利益を最大化させる方法であり、経営者の役割です。本書は、経営の足を引っ張る「ムダ」について取り上げた書籍です。少しでもムダを省きたい経営者の方、必読の一冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章 平井 幸光 渡邊 隆行

税務調査の立ち会い顛末記（番外編②）

今回は、先頃給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額の一部について引き上げられ、H26.04月以降に遡って適用されることになりましたので、この改正の内容と改正に伴う課税済みの通勤手当の精算事務などについて説明いたします。

1. 通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

H26.10.20に所得税法施行令の一部改正が施行され、通勤のため自家用車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。（所得税法施行令第20条の2参照：以下「非課税規定」という）

改正後の非課税限度額については、下記の表のとおりです。

通勤手当の非課税限度額新旧対照表

区 分	課税されない金額	
	改正後(H26.4.1以後)	改正前
①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度100,000円）	同 左
②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	24,500円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	20,900円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	16,100円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	11,300円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	6,500円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,100円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	（全額課税） 同 左
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度100,000円）	同 左
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額(最高限度100,000円)	同 左

*この表は、H26.04.01以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

2. 課税済みの通勤手当の精算等について

また、上記の改正は、H26.04.01以後に支払われるべき通勤手当について遡って適用されますので、実務的には、遡って適用される期間において既に支給された通勤手当の金額中に、改正前の非課税限度額を超えて支給された部分の金額が存在しており、この部分の金額が、給与所得の課税扱いとなっている場合にあっては、年末調整などにおいて精算する必要が生じます。

この課税済みの通勤手当についての精算事務の概要についても説明いたします。

(1)改正後の非課税規定の適用範囲

前述のとおり、改正後の非課税規定は、H26.04.01以後に支払われるべき通勤手当について適用されますので、次に掲げる通勤手当については、適用されません。

イ. H26.03.31以前に支払われた通勤手当

ロ. H26.03.31以前に支払われるべき通勤手当で、H26.04.01以後に支払われるもの

ハ. 上記イ又はロの通勤手当の差額として追加支給されるもの

(2)課税済みの通勤手当についての精算

①既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところ所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われているため、改正後の非課税規定を適用した場合に、源泉徴収をし過ぎていたことになる税額については、本年の年末調整の際に精算することになります。

なお、年の途中で退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

②年末調整における精算の具体的手続きは、次の手順で行います

イ. 既に改正前の非課税規定を適用して源泉徴収した通勤手当（つまり、給与所得の課税対象となった部分をいいます）のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となる部分の金額を計算します。

ロ. H26年分の源泉徴収簿の「年末調整」欄の余白に、新たに非課税となる通勤手当の金額について、イの計算根拠・金額について次の例のように記載します。

記載例：「非課税となる通勤手当10,500円（1,500円×7か月）」

（記載例の条件：既に支給済みのH26.04月分～10月分について、毎月1,500円が新たに非課税となった場合であり、H26.11月分以降は、支給時において改正後の非課税規定を適用している場合の例です）

ハ. また、源泉徴収簿の右側「年末調整」欄の「給料・手当等①」欄には、源泉徴収簿の左側「給料・手当等」欄の「総支給額」の「計①」欄の金額から、上記ロの金額を差し引いた後の金額を記入します。

二. 以上により、改正後の非課税規定によって新たに非課税となる部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行うこととなります。

(3)給与所得の源泉徴収票の記入

当然のことですが、給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、支給した通勤手当のうち給与所得の課税対象となった部分の金額を加えた金額を記入します。

また、年の途中で退職した人などに対して、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を改めて作成し、必ず再交付してください。

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告は、e-Taxをご利用ください



<所得税及び復興特別所得税の

確定申告でe-Taxをご利用いただくメリット>

◆自宅からネットで申告

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告書データを e-Tax で送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

◆添付書類の提出省略

確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出、又は提示を省略するこ

とができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります）。

◆還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は3週間程度で処理しています（自宅や税理士事務所から e-Tax で1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています）。

◆24時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます）。

<e-Taxをご利用いただく前に>

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限が過ぎた場合には、更新手続きが必要です

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キヨカズ)



傳田清一社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

社長様、このような場合どうしますか？

当事者X……A社のアナウンサー

1、事件①

Xは、平成26年10月22日午後6時から翌23日午前10時までの間FAX担当者と一緒に宿直勤務に従事したが、23日午前6時20分まで仮眠していたため、その日の午前6時から10分間放送されるべき定時ラジオニュースを全く放送することができなかった。

2、事件②

Xは、平成26年11月7日から8日にかけてFAX担当記者と一緒に宿直勤務に従事していたが、寝過ぎしていたため、8日午前6時から定時ラジオニュースを5分間放送することができなかった。

3、Xは、上司に事故報告の提出を求められたとき、事実と異なる事故報告書を提出した。

このような事例に対し、社長様などのような対処をお考えですか？

これは、ある裁判事例を加工して掲載しています。

裁判例では、このA社の規則上懲戒事由に該当し懲戒解雇すべきところ、本人の将来性又は再就職を考慮して普通解雇処分しました。しかしながら、1審、2審、最高裁までも普通解雇は無効であるとなりました。

私たちは、この事例にあたって、

- ①会社の信頼を失墜した
- ②2週間に2度も寝過ぎた
- ③事故報告にも素直に自己の非を認めなかった として解雇を考えますよね。

しかしながらこの場合、普通解雇処分は認められなかったのです。

この事例では、大きく4つの理由が考えられます。

- ①社員間で不公平な処分がなされていた。つまりXだけ普通解雇し、一緒に宿直したFAX担当者は「けん責処分」に留めていた。
- ②以前にも放送事故を起こした社員はいたが、それを理由に解雇された社員はいままでいなかった。
- ③会社が宿直勤務者の増員又は定刻に起床したかどうかの確認をしなかった、として会社側にも問題があった。
- ④X本人は今まで放送事故を起こしたこともなく、勤務成績も悪くなかった。

そこで、私たちは今後どのような体制整備をすればよいでしょうか。

- ①複数の社員が関わった事故に関しての処分は、不公平感の無い平等の取り扱いで処分する。
- ②たとえ優秀な社員で、社長のお気に入りと言えども、重大な事故を起こした社員には厳しい処分をする。「悪しき前例を作らない信賞必罰」
- ③一度事故が発生したならば、会社内でその原因の調査を早期に確実に実施し、二度と起こさない様な体制づくりをしておく。
- ④この案件のように、勤務成績も悪くなく、過去に事故を起こしたこともない社員に対し、いきなりもっとも重い解雇処分をするのではなく、会社の就業規則で定められている懲戒の処分の例により、段階的な処分をその時々適切な時期にしっかり下し、それを書面で相手方に示して、始末書の提出や指導・指示書、各種処分通知書等の証拠や書面を残しておくことが必要になります。
- ⑤解雇処分に当たっては、労働契約法第16条による「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」解雇権濫用法理が採用される場合がありますので、その運用は適切に行いましょう。

ここで、普通解雇という言葉が出てきましたが、懲戒解雇、整理解雇とどのような違いがあるかおさらいしましょう。

懲戒解雇…社員が極めて悪質な規律違反や非行を行ったときに懲戒処分として行うための解雇。この場合、就業規則や労働契約書にその要件を具体的に明示しておくことが必要です。

整理解雇…会社の経営悪化により、人員整理を行うための解雇 次の4点いずれも満たすことが必要です。

- ①整理解雇することに客観的な必要があること
- ②解雇を回避するために最大限の努力を行ったこと
- ③解雇の対象となる人選の基準、適用が合理的に行われていること
- ④労使間で十分に協議を行ったこと

普通解雇…懲戒解雇・整理解雇以外の解雇

経営者の成長指南

組織活動のスキル



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所
代表 浪 宏友

組織とは、人びとが集まって協働するシステムです。協働とは、集まった人々が、同じ目的・目標に向かって力を合わせて働くことです。会社も、協働のために作られた組織です。

組織の一員として正しく振る舞うことのできるスキルを「組織活動のスキル」と名づけました。基本的なスキルはメンバーシップです。これに加えてリーダーシップ、フォロアシップ、社会性のスキルがあります。

組織が円滑に動くためには、メンバーが組織の目的・目標を共有し、組織における自分の役割を果たし、他のメンバーと組織活動上のコミュニケーションを交わすことが求められます。この3つの条件を具えている人が、メンバーシップのある人です。

指示・命令を軽視する人や、報告・連絡・相談をしない人は、メンバーシップが弱い人です。組織の

目的やルールを無視して、わがままに振る舞う人は、メンバーシップが欠如していますから、組織を壊してしまう恐れさえあります。

メンバーシップの豊かな人は、モチベーションも高くなります。自分はこの組織で役に立っているという実感を得やすいからです。メンバーシップの高い人からリーダーを選ぶことによって、組織を円滑に運営することができます。

社会性のスキルのある人は、視野も広く、マナーもしっかりしていますし、ルールを尊重しますから、安心して仕事を任せすることができます。リーダーシップ、フォロアシップのある人は、組織全体に気を配り、メンバーのためを思いながら活動することでしょう。

社員の組織活動のスキルを育てることは、会社そのものを育てることに直結していると思います。

企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 鮎澤 英之

第45回 引当金の会計処理について

中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小要領」といいます）では引当金の会計処理について次のように定められています。

11. 引当金

(1) 以下に該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。

- ・将来の特定の費用又は損失であること
- ・発生が当期以前の事象に起因すること
- ・発生の可能性が高いこと
- ・金額を合理的に見積ることができること

(2) 賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。

(3) 退職給付引当金については、退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する。

(4) 中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理する。

引当金は、確定した債務ではありませんが、(1)の4つの要件を満たす場合、財政状態を適正に表示するために、負債の計上（又は資産から控除）が必要であると考えられ、合理的に見積って計上することとなります。

引当金には7月号で説明した貸倒引当金（資産から控除するもの）

(2)の賞与引当金や(3)の退職給付引当金の他に、返品調整引当金などのように引当金の要件を満たすものはすべてが対象となりますが、重要性の低いものは敢えて引当金を計上しなくとも許容されます。

それでは、賞与引当金と退職給付引当金の具体的な計算例を見てみましょう。

① 賞与引当金

賞与の支給が支給対象期間に当たっている場合、当期の負担分を計算して引当金計上することとなります。

例①

決算月：3月
賞与支給月：翌期6月
賞与の支給対象期間：12月～5月

支給見込額：120,000円

上記を前提とすると、6月支給の賞与は、支給対象期間が当期の12月から3月までの4ヵ月分と、翌期の4月・5月の2ヵ月分からなっています。このため、当期の負担に属する金額を月数按分で賞与引当金として処理することとなります。

∴賞与引当金額：120,000円×4ヵ月／6ヵ月＝80,000円

② 退職給付引当金

中小要領では、当期における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上するとなっているため、自己都合要支給額の満額ではなく、企業の実態等に応じた一定割合（40%～50%）を引当て、引当割合を注記する対応も可能です。この場合の計算例及び注記例は以下になります。

例②

退職金の支給条件：勤続年数×退職直前の基準月額報酬
ただし、自己都合で退職する場合は、上記算定式の80%とする。

勤続年数：10年

引当割合：50%

基準月額報酬：200,000円（前期は180,000円）

前期までの引当額：648,000円（＝9年×180,000円×80%×50%）

上記を前提とすると、当期の引当金額と繰入額は以下の通りとなります。

当期末の自己都合による退職金見込額（引当金額）：10年×200,000円×80%×50%＝800,000円

当期に退職給付引当金に繰入れる金額：800,000円－648,000円＝152,000円

この場合、個別注記表の重要な会計方針の記載例は以下となります。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、決算日において従業員全員が自己都合によって退職した場合に必要な退職金の総額の50%を計上しています。

中小企業退職金共済などは、掛金拠出により退職金の支給は共済から行われるため、会社にとっては外部に退職金の運用責任を負わせたことになることから、掛金支払時に費用処理となり、この場合は引当金の計上は必要ありません。

なお、賞与引当金も退職給付引当金も法人税法上は損金として認められません。このため、業績が好調な会社で、賞与に関して決算賞与として期末日までに支給している場合や、各人別に支給額の通知を行い、期末の翌月に賞与支給を行うことで税務上の損金要件を満たす対応をしている場合は賞与引当金の計上は必要ありません。



ゴルフトホホ日記

それでも私は90台をめざします

～ゴルフ未経験の方、ゴルフはもうやめてしまったという方も一緒にプレーしませんか？～

第9回 ▶▶▶ 群馬へ遠征

12月になれば、雪の影響で長野のゴルフ場はクローズになってしまいます。シーズンオフにあたり「来春まで練習場に足しげく通い詰め、自分のスイングを完成させなければ」と志だけは高く持っています。

そんな中「いつまでもトホホなんてこらっちもねえ（小堺もあかない）こと言てないで、群馬行くぞ」「群馬遠征でござ指導しますよ」「俺の仲間で富岡に毎月行っているから関君も一緒に来い。来年は“どうだ日記”にしてみよう」など社長さんたちから温かいお誘いをいただきました。熱心な社長さんたちは、冬場に富岡などの群馬県でラウンドすることもしばしばですね。

せっかくのお誘いですので、ありがたござ一緒に、技術の向上はもちろん、社長さんたちとの交流を図ればいいなあと思います。

さて、群馬と言えば「からっ風」と「かかあ天下」ですね。ラウンド中に吹き抜ける風をどのように考慮してコースを攻めていくのか、私にはレベルが高すぎる戦略ですが、いろいろと教わってきたいと思っています。そしてかかあ天下。休みの日にゴルフで出かけるのご機嫌が麗しくない御仁が家族にはいますよね。この辺の対処の仕方についても社長さんたちからしっかりと教わって参りたいと思っています（汗）。

※「こんな下手でも奮闘しています」という内容で一年間お届けしております。

【文責：事務局 関】



情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

12月5日(金)
南千歳店
オープン!



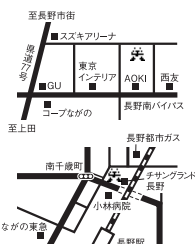
長野の旬、
盛りだくさんに。

美酒嘉肴



□稲里店 長野市稲里町中央4丁目11-10
TEL026-214-3043
営業時間 11:30~15:00 (LO 14:00)
17:30~24:00 (LO 23:00)

□南千歳店 長野市南千歳町2丁目17-2
TEL026-219-6088
営業時間 11:30~15:00 (LO 14:00)
17:00~23:00 (LO 22:30)



「不安」を「希望」に変える、 心の漢方相談

長野法人会会員企業様 特別ご優待

不安 悲しみ 焦り だるい
眠れない やる気が出ない
身体のだこかが痛い

こんな心と身体の不調にお悩みではありませんか。

西洋医学とは異なる視点から、人間の心と身体のパランスの乱れの根本原因を発見することで、不安は希望へと生まれ変わります。「心の漢方相談」は、漢方カウンセリングと気功により「気」の流れをチェックし、漢方薬学の観点から症状の原因を探します。<お一人さま約60分>ご予約をお願いします。

お気軽に、お電話ください。 ☎026-239-6767

(株)永寿屋本店薬局
マーシー稲田薬局「健幸館」

長野市稲田1-39-1
営業時間/10:00~19:30
定休日/1月1・2日 ●駐車場完備
クレジットカードご利用いただけます。



消防設備士試験 準備講習会

消防設備士試験を受験される方の事前講習

消防設備士試験実施日

■平成27年1月25日(日) 松本市
■平成27年2月1日(日) 長野市

類別	第1類(甲・乙)/第4類(甲)/第6類(乙)
実施月日	平成27年1月8日(木)
申込期間	12月1日(月)~12月19日(金)
場所	松本勤労者福祉センター(松本市)
受講料	10,000円(協会会員5,000円)



一般社団法人 長野県消防設備協会

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎3階
TEL.026-234-3218 FAX.026-234-5119

Tea Room



ある商事会社を訪問、駐車場の片隅では、作業着に汚れたジャンパーを着て焚き火をしている老人がいた。そこへ、メーカーの人らしい営業マンが「ジイサン、〇〇商事は、ここかい?」とぶっくらぼうに聞いた。「はい、そうです」と老人は丁寧に答えた。この方、実はこの商事会社の会長さんなんです。

その後、営業はうまくいったのかな?

自分も注意しなければ...



広報委員 青山 茂樹